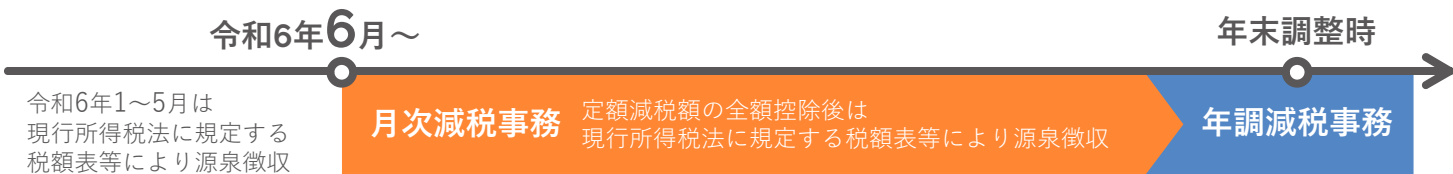


# 令和6年分所得税の定額減税月次減税事務のあらまし

「令和6年度税制改正の大綱」において令和6年分所得税の定額減税が決定されました。給与支払者側で行うべき事務処理は、「月次減税事務」と「年調減税事務」です。

**給与支払者側は、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等から月次減税事務を行わなければなりません**のでその月次減税事務のあらましをご案内いたします。



## 定額減税の「対象となる人」と「定額減税額」

定額減税の対象者は、所得税額から定額減税額が控除されます。ただし、その人の所得税額が限度です。

定額減税の対象となるのは、以下2つを満たす人です。

- ・ 令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下（給与収入のみの場合2,000万円以下）
- ・ （原則）令和6年分所得税の納税者である**居住者**  
 「居住者」とは、国内に住所を有する個人又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人。居住者以外の個人である「非居住者」は定額減税の対象となりません。

定額減税額は、次の合計額です。

- ・ 本人（居住者） . . . . . 30,000円
- ・ 同一生計配偶者・扶養親族 . . . . . 30,000円／1人

- ・ 扶養親族は16才未満も含む。
- ・ 非居住者は計算の人数に含めない。



<例> 同一生計配偶者がいて、扶養親族が2人いる場合は、  
 従業員本人3万円＋同一生計配偶者・扶養親族3万円×3人＝合計12万円を  
 従業員本人の所得税から差し引きます。

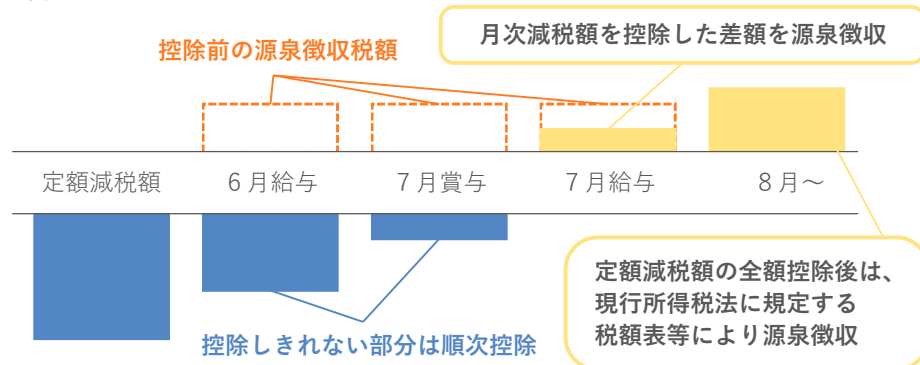
住民税の定額減税額（1万円／1人）は、予め自治体が定額減税を控除した後の実際の税額を徴収義務者（貴社）へ通知し、特別徴収する段取りとなっています。特別な処理は不要です。

## 月次減税事務の「対象となる人」と「控除の流れ」

貴社で定額減税の月次減税事務処理が必要な従業員等（給与所得者）は、

**令和6年6月1日現在、貴社のもとで勤務している人**のうち、扶養控除等申告書を提出している（いわゆる**甲欄適用者**）の**居住者**です。合計所得金額が1,805万円を超えと思われる従業員等に対しても月次減税事務を行います。令和6年6月1日以後に支払う**給与または賞与のうち、支給日が早いものから月次減税額を控除**します。

<例>



給与支払明細書


定額減税額（所得税） XXX円

給与支払明細書に控除した月次減税額を記載する。余白がない場合は別紙に記載する。

# 全体スケジュール

事前準備 5月までに実施しておきましょう！

## 1 月次減税事務の対象となる人（基準日在職者）を確認する

給与支払者は、給与等に係る控除前税額から行う控除（月次減税）を行います。その事前準備として、月次減税事務の対象となる人（「基準日在職者」といいます）を把握しておきましょう。

基準日在職者は、**令和6年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務している**人のうち、扶養控除等申告書を提出している（いわゆる**甲欄適用者**）の**居住者**です。

もし、その後、他の給与支払者に扶養控除等申告書を提出した場合には、この人は控除対象者から外れることとなります。なお、次に掲げる人は、基準日在職者に該当しません。

<基準日在職者に該当しない人>

- ✓ 令和6年6月1日以後支払う給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の乙欄や丙欄が適用される人（扶養控除等申告書を提出していない人）
- ✓ 令和6年6月2日以後に給与の支払者のもとで勤務することとなった人
- ✓ 令和6年5月31日以前に給与の支払者のもとを退職した人
- ✓ 令和6年5月31日以前に出国して非居住者となった人

月次減税事務処理の時点においては、合計所得金額（見積額）を勘案しません。

合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる基準日在職者に対しても、月次減税事務を行います。

## 2 基準日在職者の各人別の定額減税額を把握 → 管理する

基準日在職者の各人別定額減税額を把握しましょう。

基準日在職者の定額減税額の管理には、国税庁ホームページに掲載されている「各人別控除実績簿（Excel）」を利用すると便利です。（各給与ソフトの対応状況は別途ご確認ください）

同一生計配偶者・扶養親族の人数は、原則として既に提出された「扶養控除等申告書」に基づき把握します。しかし、扶養控除等申告書に記載の「源泉控除対象配偶者・控除対象扶養親族」と月次減税額の計算対象となる「同一生計配偶者・扶養親族」の条件は異なりますので下表の<参考>を確認し、ご精査ください。

**尚、月次減税額の対象となる扶養控除等申告書に記載されていない同一生計配偶者や16歳未満の扶養親族がおられる方については、「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」を提出して貰ってください。**

<参考>

	扶養控除等申告書に記載された人	月次減税額の計算対象となる人
配偶者	<b>源泉控除対象配偶者</b> ・従業員本人の合計所得金額が900万円以下（給与収入1,095万円以下） ・生計を一にする配偶者のうち、合計所得金額95万円以下（給与収入150万円以下）の人（青色事業専従者等を除く）	<b>同一生計配偶者</b> ・基準日在職者 <b>本人の所得金額は勘案しない。</b> （年調減税事務で処理します） ・生計を一にする配偶者のうち、合計所得金額48万円以下（ <b>給与収入103万円以下</b> ）の人（青色事業専従者等を除く） ・ <b>非居住者は対象ではない。</b>
親族	<b>控除対象扶養親族</b> ・居住者のうち、 <b>年齢16歳以上</b> の人。 ・一定の条件を満たせば、非居住者も控除対象扶養親族に該当。	<b>扶養親族</b> ・居住者。 <b>16歳未満の扶養親族も対象。</b> ・ <b>非居住者は対象ではない。</b>

**6月以降** 令和6年6月1日以後に支払う給与または賞与のうち、支給日が早いものから月次減税額を控除します。

- ・各人の給与明細に控除額を記載します。
- ・各人別控除実績簿を作成している場合は、税額を記入して更新します。
- ・月次減税額控除を行った後の金額を集計をし納付がある場合は納付します。
- ・納付すべき税額が0となった場合も納付書の各欄を記入して税務署へ提出します。

**12月頃** 年調減税事務

- ・毎月の月次減税事務を行ったうえで、配偶者・扶養親族の増減を年末調整で再計算して差額を調整します。

詳細は「定額減税特設サイト」または 国税庁より配布されている「令和6年分所得税の定額減税のしかた」でご確認を。